

# 原発事故被害者に対する営業損害賠償を 一時金の支払で打ち切ることに反対する意見書

平成27年7月11日

東京弁護士会法友会  
幹事長 津 村 政 男

## 第1 意見の趣旨

国は、平成27年6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂する閣議決定を行い、これを受けて東京電力株式会社は、農林漁業以外の法人及び個人事業主の営業損害を年間逸失利益の2倍相当額を一括払いした上で、やむを得ない特段の事情により損害の継続が余儀なくされ、事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別事情ある場合のみ賠償するとの対応を打ち出した。

しかし、現在の状況を見る限り、年間逸失利益の2倍相当額を東京電力株式会社が支払ったとしても、被災事業者が従前と同等の営業が可能となる保証はなく、その中で中間指針第二次追補を前提として「事業拠点の移転や転業等の努力」の立証を求めることは損害賠償の打ち切りに等しいと言わざるを得ず不当である。

したがって、国は、原発事故により顧客を失ったとみられる小売業や飲食業等の事業再開・転業の支援を継続しつつ、それらが明らかな進展を遂げるまでの間、従来と同様に「事業拠点の移転や転業等の努力」の立証を要することなくその営業損害の賠償を行うよう東京電力株式会社に対して指導すべきである。

## 第2 意見の理由

1 原発事故を起因とする営業損害を受けた農林漁業以外の法人及び個人事業主に対するこれまでの東京電力株式会社及び政府による賠償方針

(1) これまで東京電力株式会社は、以下のとおり営業損害を受けた農林漁業以外の法人及び個人事業主（以下「事業主等」という。）に対してその直接請求に応じて賠償を行ってきた。

ア 原発事故前に避難指示区域内で営業をしていた事業主等については、原発事故直近の決算期の粗利に売上原価中の固定費を加算したものから販売管理費中の変動費を控除した金額を営業損害とし、事業を再開した場合

でも、それによる利益は後述する中間指針第二次追補の2営業損害(指針)Ⅱという「特別の努力」によるものとして控除せずに賠償する。

イ 避難指示区域外で営業していた事業主等については、休業している場合は、原発事故直近の決算期の粗利に売上原価中の固定費を加算したものから販売管理費中の変動費を控除した金額を営業損害として賠償し、営業をしているが減収になっている場合には、事故後の売上を事故前の売上で除したものを減収率として、この減収率に原発事故直近の決算期の粗利に売上原価中の固定費を加算した金額から販売管理費中の変動費を控除した金額を乗じたものを賠償する。

## 2 東京電力株式会社及び国による営業損害賠償打ち切りの動き

(1)平成27年6月12日に国は「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂を閣議決定した。その内容は、96施策、総額7399億円の「原子力災害の被災事業者等のための自立支援策」により原発事故で損害を受けた事業者等に対して事業再建のための補助金の交付、課税に係る特例措置、融資の特例措置等を行う一方で、「営業損害・風評被害への賠償等に関する対応」として「特に集中的に自立支援策の展開を行う2年間において、東電が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開への協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国は東京電力に対して指導を行う。」というものである。

この閣議決定を受け、平成27年6月17日に東京電力株式会社は、原則として平成27年3月または8月以降の営業損害については、まとめて年間逸失利益の2倍相当額を支払うことにより営業損害の賠償を打ち切ること(以下「賠償打ち切り方針」という。)を正式にプレスリリースした。

その内容は以下のとおりである。

### 「ア 避難指示区域内」について

- ① 請求できる者 避難指示区域(すでに避難指示が解除された区域を含む)において事業を営んでいた法人および個人事業主のうち、避難指示等にともない、平成27年3月以降も被害の継続が認められる者。
- ② 賠償の対象となる損害 従前事業の商圈を喪失したこと等にともない、帰還や移転、転業、就労等に係る平成27年3月以降の将来にわたる損害(避難指示や風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する原発事故と相当因果関係が認められる損害を含む。)

- ③ 賠償金額 平成27年3月以降の将来にわたる損害につき、減収率100%の年間逸失利益の2倍を一括して支払う。

なお、「イ 旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域および南相馬市の一部区域」および「ウ 避難等対象区域外」については、同趣旨であるので省略する。

3 東京電力株式会社が事業主等に対し平成27年3月または平成27年8月以降の営業損害を年間逸失利益の2倍相当額とするのは不当であること

- (1) 福島第一、第二原子力発電所事故により東京電力株式会社が被害者に賠償すべき原子力損害の範囲のおよその目安は、原子力損害賠償紛争審査会の定めた中間指針により示されている。

そして、営業損害の終期については、原子力損害賠償紛争審査会の定めた平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(国による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(以下「中間指針第二次追補」という)において以下のように定められている。

(指針) I) 「営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする」

(備考) 2) 「具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする」

- (2) 今回東京電力株式会社のプレスリリースで示された営業損害についての考え方は、平成29年ころまでには営業損害の発生はほぼ観念されない状態となるという暗黙の前提に立っている。

しかしながら、福島県商工会連合会の調査によれば、国による避難指示がなされた区域内に所在していた同会会員の2856の事業所のうち平成27年3月20日の時点で事業を再開しているのは1594の事業所で、事業再開率は55.6%であり、半数を僅かに超えているにすぎない。

しかも、その内訳をみると復興のための公共事業により需要の増加している建設業については事業再開率が79.0%(592/749)と高いが、

避難区域の住民を顧客にしていたために原発事故により顧客を失ったとみられる業種、小売業の事業再開率は36.0% (246/688)、飲食業の事業再開率は38.2% (104/272) で、原発事故から4年を経過しても事業再開率は半数に達していない。

- (3) 国は、「原子力災害の被災事業者等のための自立支援策」で事業者等に対して事業再建のための補助金の交付、課税に係る特例措置、融資の特例措置等を行うことにより、被災事業者の事業の再開を促進させ、原発事故前と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となると判断しているものと解される。

しかし、行政による支援を受けても、地域住民という顧客の相当部分を喪失した事業主等は、顧客基盤自体を大幅に毀損されてしまっているのだから、そもそも原発事故前と同様の事業を再建することは困難である。また、事業主等のうち高齢者は、転職、転業が困難であるので、原発事故前と異なる事業を行って同等の営業活動を行うことも難しい。

確かに行政による支援は、原発事故被害者の生活再建にとって有用と考えられるが、これらの支援は限定的であって、避難指示区域内の除染作業、インフラの復旧が進んでいないことも併せて考慮すると、これらの支援がなされたからといって、平成29年において事業主等が原発事故前と「同じ又は同等の営業活動」を営むことが可能になるとは言えない。

- (4) したがって、東京電力株式会社が事業主等に対し平成27年3月または平成27年8月以降の営業損害を年間逸失利益の2倍相当額とみなして賠償を事実上打ち切るのは不当である。

#### 4 「賠償打ち切り方針」では、事実上、事業主等の損害賠償請求権の行使が抑制され妥当でないこと

- (1) 「賠償打ち切り方針」が実施され、平成27年3月または平成27年8月以降の営業損害として年間逸失利益の2倍相当額を受領した事業主等は、平成29年3月または8月以降に賠償請求を行おうとする際には、単に同時期以後にも原発事故に起因して休業、減収による営業損害が生じていることのみならず、平成27年3月以降または8月以降の損害額の合計が、今回の営業損害賠償の枠組みによる賠償額を超えることの立証が必要になる上、中間指針第二次追補がいう「従来と同じ又は同等の営業活動」を営むことができないことを主張、立証しなければならない立場におかれることになる。

- (2) しかし、平成27年3月または平成27年8月以降の営業損害として年間逸失利益の2倍相当額を受領した事業主等が、やむを得ない特段の事情によ

り損害の継続が余儀なくされる場合であることを具体的に主張、立証することは容易ではない。

なぜなら、中間指針第二次追補においては、営業損害の認定にあたって「事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする」とされているため、事業主等は、原発事故から6年以上を経過してもなお、「事業拠点の移転や転業等の可能性」がないことを具体的に主張、立証することを要することになるが、この主張、立証は、個々の事業主等にとっては必ずしも容易ではないからである。

さらにいえば、これに加えて平成27年3月または8月以降の損害額の合計が、今回の営業損害賠償の枠組みによる賠償額を超えることの立証も必要になるが、このような立証のハードルも決して容易なものではない。

それゆえ、「賠償打ち切り方針」では、事実上、平成27年3月または8月以降は年間逸失利益の2倍相当額を超える営業損害の賠償請求権の行使が抑制されることになり妥当でない。

## 5 結語

よって、平成27年3月または8月以降の営業損害を年間逸失利益の2倍相当額として、実質上賠償金の支払いを打ち切ることは不当であり、国は、原発事故により顧客を失ったとみられる小売業や飲食業等の事業再開・転業の支援を継続しつつ、それらが明らかな進展を遂げるまでの間、従来と同様に「事業拠点の移転や転業等の努力」の立証を要することなくその営業損害の賠償を行うよう東京電力株式会社に対して指導すべきである。

以 上